

1

コンテンツの制作・流通・保存の促進

(1) ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進

コンテンツ利用における利便性等の確保と権利の適切な保護の両立等を実現

光ファイバ等の整備の進展、デジタル放送の開始等高度な情報通信インフラの整備が順次進んでいる一方、その利活用の促進に関しては、e-Japan重点計画2004や知的財産推進計画2004等において、大きな課題として位置づけられている。また、平成16年6月には「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行されるなど、我が国のコンテンツの重要性に関する認識は飛躍的に高まっている。

総務省は、このような課題に対処していくため、コンテンツの制作・流通を促進し、インフラ整備とコンテンツ充実の好循環の創出に向けた取組を進めている。

1 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

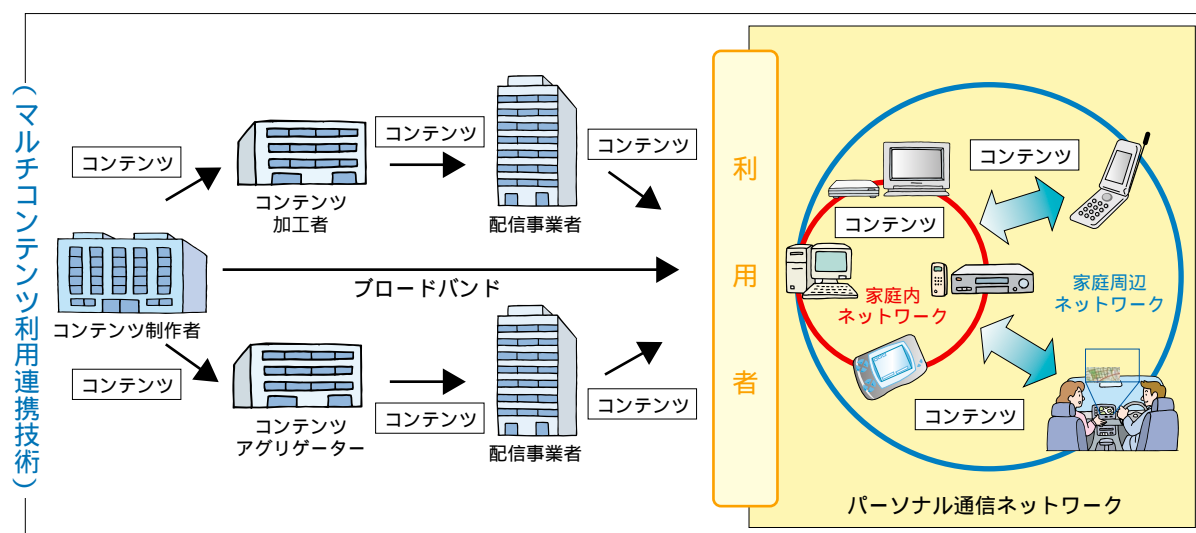
ユビキタスネットワーク時代におけるマルチコンテンツ流通の促進に向け、パーソナル通信ネットワーク上のコンテンツ利用について、様々な機器間でシームレスにコンテンツが移動し、機器の種別や利用場所に

とらわれない視聴等が可能となるなど高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現を図るため、平成17年度よりマルチコンテンツ利用技術の開発・実証に取り組んでいる（図表）。

2 次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発

デジタルシネマ等の臨場感あふれる超高精細映像（次世代型映像コンテンツ）について、ネットワークを活用してセキュアかつ効率的・効果的に編集・配信等を行う技術確立し、広く利用者が豊かな映像環境を享受できる社会の実現に資するため、これら次世代型映像コンテンツを対象として、遠隔地間での遅延や品質劣化のない非圧縮素材による分散協調編集作業を可能とする制作支援技術や、セキュリティを確保しつつリアルタイムに全国規模で配信する技術の研究開発を平成17年度より行うこととしている。

図表 マルチコンテンツ利用技術の開発・実証



1

コンテンツの制作・流通・保存の促進

(2) デジタルアーカイブの高度利活用の促進

デジタルアーカイブを通じたコンテンツの拡大再創造サイクルの確立

デジタルアーカイブとは、デジタルコンテンツの蓄積・保存等を行うためのシステムの総称であり、コンテンツの「創造 蓄積・保存 利活用 さらなる創造」のサイクルを確立するための重要なインフラの一部となっており、総務省では、デジタルアーカイブの利活用を推進するため以下の取組を実施している。

1 ウェブ情報のアーカイブ化の促進

ウェブ情報にはデジタル時代の知識・文化が結集されており、それ自体がデジタル時代の貴重な文化遺産といえるが、日々の更新による消去・散逸が発生しやすい。こうしたことから、海外においては、米国、オーストラリア、北欧諸国をはじめとして、世界的にウェブ情報を保存していく取組が開始されつつあるところである。総務省では平成16年度より国立国会図書館と連携し、様々な主体によるウェブ情報のアーカイブ化とその横断的な利活用を促進するための技術・仕組の構築・実証に取り組んでいる（図表）。

ウェブ情報を定期的に収集し、時系列に提供するためには、URLや収集日等の情報をメタデータ化するなどウェブ情報を構造化して蓄積するとともに、それらの情報に基づく検索・閲覧等を可能とする必要がある。さらに、今後、地方公共団体やNPO等の様々な主体によるウェブ情報のアーカイブの構築が期待され

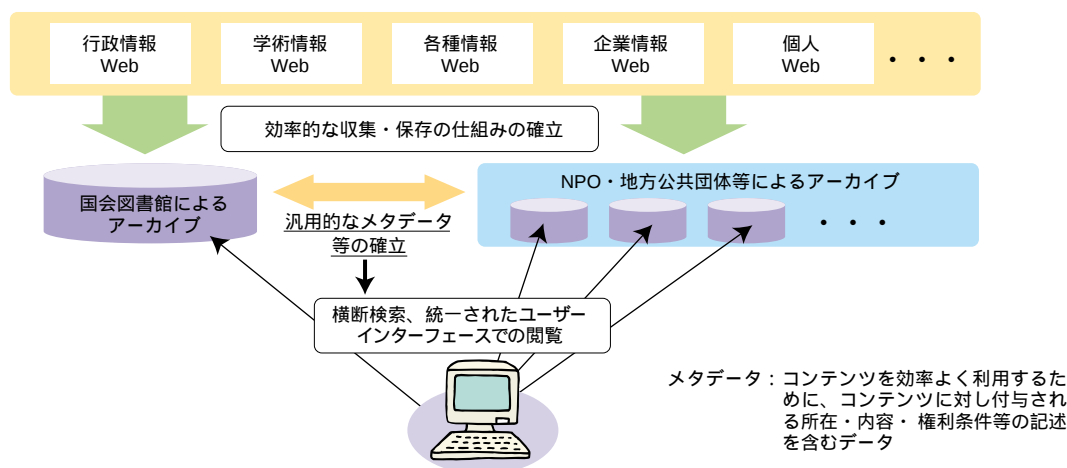
ることから、これらの標準的な技術・仕組の構築が不可欠となる。このため、多様なウェブ情報の収集機能の開発・実証、ウェブ情報アーカイブの構造化及び大規模アーカイブの保存機能の開発・実証、ウェブ情報アーカイブ間の連携・横断検索のための汎用的技術の開発・実証、ウェブ情報の収集・保存・検索するための汎用的なメタデータ等の確立のための実証実験を実施している。

2 アーカイブコンテンツのネットワーク利活用の促進

総務省では、文化庁と連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を公開し、利活用を促進する「文化遺産オンライン構想」（平成15年4月公表）を平成15年度から推進している。

本構想に基づき、総務省では、博物館、美術館等においてデジタル保存されたコンテンツを、ネットワーク上で流通させ、社会・経済・文化・教育等の多様な活動における利活用を推進する上での課題を解決するために必要なメタデータ体系等の検討を目的とした実証実験を平成15年度から2年間実施し、平成17年度からはその成果の啓発・普及に取り組むこととしている。

図表 ウェブ情報等のデジタルアーカイブ化とその利活用の促進



1

コンテンツの制作・流通・保存の促進

(3) 良質なコンテンツの制作・流通の促進に向けた取組

安心・安全・公正なコンテンツの制作・流通体制等の実現に向けた取組

1 インターネット上の違法・有害コンテンツ対策

総務省では、平成16年度から、インターネット上の違法・有害情報の増大に対し、利用者がコンテンツの安全性を容易に判断できる環境を創出するために、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すことができる「コンテンツ安心マーク」(仮称)の創設を推進することを目的とした調査研究等を行っている(図表)。

平成17年度からはこれまでの検討を踏まえ、本マークの円滑な運用を可能とするシステムの開発・実証等を行うこととしている。

2 放送番組制作委託の公正性・透明性の一層の向上に向けた取組

総務省では、平成14年10月から、放送番組の二次利用や良質な作品等に対する需要の高まりを踏まえ、番組制作委託の公正性・透明性のより一層の向上を図ることを目的に、放送事業者・番組制作会社等の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催している。

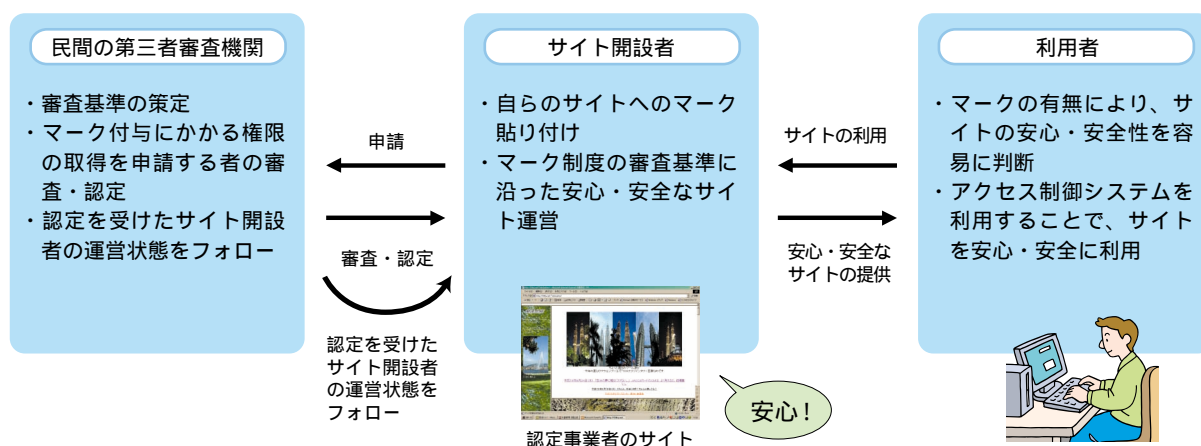
本検討会においては、平成14年12月に番組の制作委

託取引に関する自主基準の策定・公表等について合意され、平成15年3月にNHK及び民放連による自主基準の策定・公表が行われた。平成16年3月には、本検討会において「放送番組の制作委託に係る契約見本」を取りまとめ、公表した。また、平成17年3月には、各放送事業者が個別の自主基準を策定又は改訂し、公表を行うなど、放送番組の制作体制の公正性・透明性の向上に向けた取組が進められている。

3 地域に根ざしたデジタルコンテンツの制作・流通促進に向けた取組

総務省では、平成15年8月、「地域メディアコンテンツ研究会」の報告書を取りまとめ、地域に根ざしたデジタルコンテンツの制作・流通等に関する先導的な取組の実態・諸課題等を検討・抽出し公表した。同報告書の提言を受け、(社)デジタルメディア協会の主催するAMD Awardにおいて、地域に根ざした優れたコンテンツを表彰する「リージョナル賞」が創設され、平成17年2月には「和歌山子ども調査隊テレビ発表会 “私たちの世界遺産”」の取組に対して表彰が行われた。

図表 「コンテンツ安心マーク」(仮称)の運用についてのイメージ



情報通信分野の人材育成を促進

情報通信分野の技術の進歩は著しく、我が国においては、高度の知識や技能を有するICT分野の人材が不足している状況にある。我が国が世界最高水準のICT国家となり、ICTの恩恵を享受できる社会を実現するとともに、国際競争力の維持・向上を図るためには、高度ICT人材を育成することが急務となっている。

総務省では、情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成するため、情報通信研修事業を実施する第三セクターや公益法人等に対し助成を行う「情報通信人材研修事業支援制度」を実施するとともに、平成16年度から、不正アクセスやサイバー攻撃等の情報セキュリティ侵害事案に的確に対処できる人材を効果的かつ集中的に育成するため、実践的な研修設備を整備する第三セクター等に対し、その設備整備等に補助を行う「情報通信セキュリティ人材育成センタ

ー開設支援事業」を開始した。

また、平成17年度から、企業等において戦略的情報化等に携わることができるプロジェクトマネージャー、CIO等の高度なレベルのICT人材に必要な能力や、その実践的な育成手法等について産学官連携のもと調査研究し、これらの人材を育成するためのモデル教材を開発する「高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発」に取り組んでいる（図表）。

さらに、情報通信分野をはじめ様々な分野の人材育成に資するため、いつでも、どこでも時間や場所を選ばず簡便・効果的に学習ができるような基盤技術を開発する「ユビキタスラーニング基盤の開発・実証」を行うことにより、携帯電話等を利用した新たなeラーニングの普及を促すこととしている。

図表 高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発

